

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

株式等の決済期間の短縮化に伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、「業務規程」等に関する一部改正を行い、2019年7月16日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、株式等の決済期間を短縮化することに伴い、所要の対応を行うものです。

I. 概要

1. 決済日

- ・普通取引、立会外分売及び立会外取引（売買契約締結の日に決済を行うものを除く。）は、原則として売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとします。
- ・顧客から正会員への売付有価証券又は買付代金の交付期限を1日前倒しします。
- ・利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において決済日が売買契約締結の日から起算して5日目の日又は6日目の日となっている場合の決済期間をそれぞれ1日短縮します。

2. 信用取引の委託保証金

- ・顧客は、信用取引に係る委託保証金について、売買成立の日から起算して3日目の正午までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとします。
- ・正会員は、信用取引に係る委託保証金の追加差入れについて、顧客に損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに差入れさせなければならないものとします。

3. その他

- ・その他、所要の改正を行います。

II. 施行日

2019年7月16日から施行します。

※ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2019年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行します。

以上

株式等の決済期間の短縮化に伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	4
3. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	5
4. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	6
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1 2
6. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	1 3
7. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	1 4
8. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	1 6
9. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	2 0
10. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	2 1
11. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	2 6
12. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	2 7
13. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	2 9
14. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	3 1

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の<u>3日前</u>の日 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に、当該期日の翌日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日に、決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>6 発行日決済取引は、株券 (新株予約権証券を除く。) の発行者が、株主割当により新たに発行す</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の<u>4日前</u>の日 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>6日目</u>の日に、当該期日の翌日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日に、決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>6日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>6 発行日決済取引は、株券 (新株予約権証券を除く。) の発行者が、株主割当により新たに発行す</p>

る株券について第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して3日且の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（優先株、投資信託受益証券を除く。）は、上場会社（本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次のa及びbに掲げる銘柄にあっては、当該a及びbに定めるところによる。

a 上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の2日前の日及び当該併合等の効力発生の日の前日について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

b (略)

(2)～(5) (略)

(立会外分売)

第32条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以

る株券について第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日且の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（優先株、投資信託受益証券を除く。）は、上場会社（本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次のa及びbに掲げる銘柄にあっては、当該a及びbに定めるところによる。

a 上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の3日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

b (略)

(2)～(5) (略)

(立会外分売)

第32条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以

下「分売執行日」という。)において、次条から第35条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して3日目の日(第9条第3項各号に掲げる日の売買については、4日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第9条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については5日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については4日目の日とする。

3～5 (略)

(過誤のある注文の公表)

第62条の2 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した会員の名称その他本所が定める事項を公表することができる。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる有価証券の売買に係る決済から適用する。
- 2 改正後の第15条第1項aの規定は、平成31年7月18日以後に効力発生の日が到来する同号aに規定する併合等から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

下「分売執行日」という。)において、次条から第35条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日(第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第9条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3～5 (略)

(過誤のある注文の公表)

第62条の2 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した会員の名称その他必要事項を公表することができる。

- 2 前項の規定に基づき、本所が必要と認めて公表を行ったときは、当該注文を発注した会員は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したときは、本所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して<u>3日</u>目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合には、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる発行日決済取引から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(発行日決済取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したときは、本所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して<u>4日</u>目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合には、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第13条 会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>3日目</u>（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に第13条に規定する売買成立の日の6か月目の応当日が到来する自己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第13条 会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>4日目</u>（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 普通取引(立会外分売を含む。次項において同じ。)における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して<u>3日目</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>3日前</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、当該期日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 普通取引(立会外分売を含む。次項において同じ。)における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して<u>4日目</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>4日前</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>6日目</u>の日の午前9時までに、当該期日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場</p>

合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ)

第20条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の

合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ)

第20条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象と

対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日決済取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日決済取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第28条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする

(1)・(2) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第32条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その2日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して3日目の日を超えて繰り延べることはできない。

2 第39条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(受益権に表示される権利を含む。第38条及び第39条において同じ。)の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延

なった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日決済取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日決済取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第28条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする

(1)・(2) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第32条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その3日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して4日目の日を超えて繰り延べることはできない。

2 第39条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(受益権に表示される権利を含む。第38条及び第39条において同じ。)の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延

べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整)

第39条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受け

べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整)

第39条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受け

る権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合（当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日が、当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、取引所の定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる有価証券の売買及び信用取引による売付け又は買付けから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第26条及び第37条の規定は、施行日以後に第26条第1項及び第37条第1項に規定する損失計算が生じた日が到来する発行日決済取引及び信用取引から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第32条第1項本文の規定は、平成31年7月18日以後に弁済期限が到来する信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けから適用し、同項ただし書及び同条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項ただし書及び同条第2項に規定する売買成立の日の6か月目の応答日が到来する信用取引による売付け又は買付け及び株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けから適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他

る権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合で、取引所の定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して<u>3日目</u>(休業日を除く。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する株式分割又は株式無償割当てから適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除く。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して<u>3日目</u>(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する上場受益証券に係る受益権の分割から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程
並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引の決済日)</p> <p>第4条 立会外取引は、正会員があらかじめ指示するところにより、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日。</p>	<p>(立会外取引の決済日)</p> <p>第4条 立会外取引は、正会員があらかじめ指示するところにより、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日。</p>
<p>(立会外自己株式取得取引)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 前項の立会外自己株式取得取引については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「買付執行日」という。)において、第5条の2、第7条の3及び第7条の4に規定するところにより、売買を成立させ、売買執行日から起算して<u>3日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(立会外自己株式取得取引)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 前項の立会外自己株式取得取引については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「買付執行日」という。)において、第5条の2、第7条の3及び第7条の4に規定するところにより、売買を成立させ、売買執行日から起算して<u>4日目</u>の日に決済を行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(立会外取引に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第14条の2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して<u>3日目</u>の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p>	<p>(立会外取引に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第14条の2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して<u>4日目</u>の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p>
<p>(立会外取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第16条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p>	<p>(立会外取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第16条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p>

(1) (略)

(2) 第4条第2号に規定する日に決済を行う立
会外取引の委託

売買成立の日から起算して3日目の日の午
前9時

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成31年7月16日から施
行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」と
いう。）以後に行われる有価証券の売買に係る決
済から適用する。

2 改正後の第14条の2の規定は、施行日以後に
売買成立の日の6か月目の応当日が到来する自
己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、
売買システムの稼動に支障が生じた場合その他
やむを得ない事由により、平成31年7月16日
から施行することが適当でないと本所が認める
場合には、同日以後の本所が定める日から施行す
る。

(1) (略)

(2) 第4条第2号に規定する日に決済を行う立
会外取引の委託

売買成立の日から起算して4日目の日の午
前9時

2 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の<u>2</u>日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日とする。</p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した会員は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量若しくは金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 株券 第22条の2第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量)</p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券 第22条の2第1項第2号に定める金額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(債券の売買単位)</p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の<u>3</u>日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日とする。</p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した会員は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量若しくは金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第27条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 株券 第22条の2第1号に定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量)</p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券 第22条の2第2号に定める金額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(債券の売買単位)</p>

第17条 規程第15条第4号に規定する債券の
売買単位は、額面金額とする。

(轉換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第18条 規程第15条第5号に規定する轉換社
債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額
とする。

(配当落等の期日)

第19条 規程第24条第1項に規定する配当落
等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

権利確定日の前日(権利確定日が休業日に当
たるときは、権利確定日の2日前の日)とする。

(株式併合後の株券を対象として売買を開始する
期日)

第19条の2 規程第24条の2に規定する株式
併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定
める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日の2日前の日とす
る。

(取得対価の変更期日等)

第20条 規程第25条に規定する取得対価の変
更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定
める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日

旧条件最終適用日の前日(旧条件最終適用
日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用
日の2日前の日)とする。

b 行使条件の変更期日

第17条 規程第15条第3号に規定する債券の
売買単位は、額面金額とする。

(轉換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第18条 規程第15条第4号に規定する轉換社
債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額
とする。

(配当落等の期日)

第19条 規程第24条第1項に規定する配当落
等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

権利確定日の2日前の日(権利確定日が休業
日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)
とする。

(株式併合後の株券を対象として売買を開始する
期日)

第19条の2 規程第24条の2に規定する株式
併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定
める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日の3日前の日とす
る。

(取得対価の変更期日等)

第20条 規程第25条に規定する取得対価の変
更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定
める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日(旧条件最
終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最
終適用日の3日前の日)とする。

b 行使条件の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第20条の2 規程第25条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の2日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。

（売買の停止）

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第27条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の2日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の3日前の日）から当選番号発表日までとする。
- (2) ～ (4) (略)

旧条件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第20条の2 規程第25条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日）とする。

（売買の停止）

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第27条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当選番号発表日までとする。
- (2) ～ (4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第19条第2号本文の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株券の売買から適用する。
- 3 改正後の第19条の2の規定は、平成31年7月18日以後に効力発生の日が到来する場合の株式併合後の株券の売買から適用する。
- 4 改正後の第20条第2号aの規定は、平成31年7月17日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の取得対価の変更から適用し、同号b本文の規定は、同月18日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用し、同号bただし書の規定は、同月19日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用する。
- 5 改正後の第20条の2第2号本文の規定は、平成31年7月18日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用し、同号ただし書の規定は、同月19日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用する。
- 6 改正後の第22条第1号の規定は、平成31年7月18日以後に抽選償還の当選番号発表日が到来する債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止から適用する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して<u>4日</u>の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に繰り延べる有価証券の引渡しから適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して<u>5日</u>の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が5億円以上であり、事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。）」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合<u>その他本所が当該最終値段によることが適当でない</u>と認める場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>前日（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前（休業日を除外する。）</u>の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）、2.（2）において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合（直前事業年度の末日における純資産の額が5億円以上であり、事業改善計画書等を本所に提出している場合を除く。）」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）</u>において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）、2.（2）において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円</p>

直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円に満たない場合をいうものとする。

- b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の前日(休業日を除外する。)(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前(休業日を除外する。)の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c～f (略)

(5)～(7) (略)

(8) 事業活動の停止

a (略)

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当する

に満たない場合をいうものとする。

- b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の2日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c～f (略)

(5)～(7) (略)

(8) 事業活動の停止

a (略)

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当する

ものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(13) (略)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

(a)・(b) (略)

b (略)

(15) (略)

(16) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第9条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

b (略)

(17)・(18) (略)

ものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(13) (略)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日

(a)・(b) (略)

b (略)

(15) (略)

(16) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第9条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

b (略)

(17)・(18) (略)

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第8号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（8）bの（a）又は（b）に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日。

(4) 第2条第12号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の前日（休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前（休業日を除外する。）の日）。

(5) 第2条第15号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日。

(6) 第2条第18号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日。

(6)の2 第2条第18号の2（第2条の2第3号において読み替える場合を含む。）に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

(7)・(8) (略)

付 則

4. 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第8号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（8）bの（a）又は（b）に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(4) 第2条第12号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第2項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の2日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前（休業日を除外する。）の日）。

(5) 第2条第15号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(6) 第2条第18号（第2条の2第3号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(6)の2 第2条第18号の2（第2条の2第3号において読み替える場合を含む。）に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(7)・(8) (略)

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の1.(4)の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無償割当て又は株式併合から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれか該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日から起算して<u>2日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれか該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>(5) (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して<u>4日前</u>（<u>休業日を除外する。</u>）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して<u>3日前</u>（<u>休業日を除外する。</u>）の日</p>	<p>4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して<u>5日前</u>（<u>休業日を除外する。以下日数計算について同じ。</u>）の日</p> <p>d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して<u>5日前</u>の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して<u>4日前</u>の日</p>

g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して3日前（休業日を除く。）の日

h・i (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日

h・i (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。</p> <p>d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>g (略)</p>	<p>2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。</p> <p>d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して<u>5日前</u>の日</p> <p>g (略)</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合
その他やむを得ない事由により、平成31年
7月16日から施行することが適当でない
と本所が認める場合には、同日以後の本所が
定める日から施行する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面</p> <p>計算期間の末日の<u>2日前</u> (休業日を除外する。)の日 (計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>3日前</u> (休業日を除外する。)の日)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面</p> <p>計算期間の末日の<u>3日前</u> (休業日を除外する。<u>以下日数計算について同じ。</u>)の日 (計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>4日前</u>の日)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合 <u>(次号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p>投資信託契約が終了となる日の<u>前日</u> (休業日を除外する。<u>当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前</u> (休業日を除外する。))の日。<u>ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1)の2 信託の併合により受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合</u></p> <p><u>信託の併合がその効力を生ずる日の2日前</u> (休業日を除外する。)の日</p>	<p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合</p> <p>投資信託契約が終了となる日の<u>3日前の日</u> (当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>4日前</u>の日)</p> <p>(新設)</p>

(2)・(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成31年7月18日以後に計算期間の末日が到来する受益証券から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

(2)・(3) (略)